

事業承継税制（特例措置）の概要

納税猶予を受けるためには、「都道府県知事の認定」、「税務署への申告」の手続が必要となります。

提出先

- 提出先は「主たる事務所の所在地を管轄する都道府県庁」です。
- 2018年1月1日以降の贈与について適用することができます。

都道府県庁

特例承継計画
の策定

確認申請

贈与

認定申請

- 会社が作成し、認定経営革新等支援機関（商工会、商工会議所、金融機関、税理士等）が所見を記載。

- 2026年3月31日まで提出可能です。
※株式等の贈与後に特例承継計画を作成することも可能です。その場合は、都道府県知事への認定申請時までには作成してください。

- 贈与年の10月15日～翌年1月15日までに申請。
- 特例承継計画を添付。

- 認定書の写しとともに、贈与税の申告書等を提出。
- 相続時精算課税制度の適用を受ける場合には、その旨を明記

税務署

税務署へ
申告

税務署

都道府県庁

申告期限後
5年間

5年経過後
実績報告

6年目以降

- 都道府県庁へ「年次報告書」を提出（年1回）。
- 税務署へ「継続届出書」を提出（年1回）。

- 雇用が5年平均8割を下回った場合には、満たせなかった理由を記載し、認定経営革新等支援機関が確認。その理由が、経営状況の悪化である場合等には認定経営革新等支援機関から指導・助言を受ける。

- 税務署へ「継続届出書」を提出（3年に1回）。

事業承継税制（特例措置）の概要

納税猶予を受けるためには、「都道府県知事の認定」、「税務署への申告」の手続が必要となります。

提出先

- 提出先は「主たる事務所の所在地を管轄する都道府県庁」です。
- 2018年1月1日以降の相続について適用することができます。

都道府県庁

特例承継計画
の策定

確認申請

相続又は遺贈

認定申請

- 会社が作成し、認定経営革新等支援機関（商工会、商工会議所、金融機関、税理士等）が所見を記載。

- 2026年3月31日まで提出可能です。
※株式等の相続後に特例承継計画を作成することも可能です。その場合は、都道府県知事への認定申請時まで作成してください。

- 相続の開始の日の翌日から8か月以内に申請（相続の開始の日の翌日から5か月を経過する日以後の期間に限ります。）
- 特例承継計画を添付。

- 認定書の写しとともに、相続税の申告書等を提出。

税務署

税務署へ
申告

税務署

都道府県庁

申告期限後
5年間

5年経過後
実績報告

6年目以降

- 都道府県庁へ「年次報告書」を提出（年1回）。
- 税務署へ「継続届出書」を提出（年1回）。

- 雇用が5年平均8割を下回った場合には、満たせなかった理由を記載し、認定経営革新等支援機関が確認。その理由が、経営状況の悪化である場合等には認定経営革新等支援機関から指導・助言を受ける。

- 税務署へ「継続届出書」を提出（3年に1回）。